

長野市公共建築設計業務等委託基準

(目的)

第1 この基準は、本市において施行する公共建築工事の設計業務等の委託について、委託内容、仕様及び委託料の積算基準その他必要な事項を定め、もって工事の円滑かつ適正な施行と品質の確保を目的とする。

(委託の対象)

第2 委託の対象となる業務は、次の各項に定める業務のうち、工事担当課長が指定した業務とする。

(1) 委託処理することが技術的に適当であり、かつ効率的である業務

ア 調査・診断業務

- (ア) 地盤調査
- (イ) 耐震診断
- (ウ) 耐力度調査

イ 構造設計業務

ウ 実施設計業務

- (ア) 建築（新築、増築及び改築）工事のうち、500平方メートル以上または木造以外2階建て以上のもの及び特殊な検討が必要なもの
- (イ) 耐震補強工事
- (ウ) 改修工事で、特殊な検討が必要なもの
- (エ) 文化財の保存修理工事

エ 工事監理業務

- (ア) ウ(ア)のうち、杭工事を含むものまたは設計工事額が5,000万円を超える工事
- (イ) ウ(イ)のうち、鉄骨造で設計工事額が2,000万円を超える工事
- (ウ) ウ(ウ)のうち、改修工事の設計工事額が5,000万円を超える工事
- (エ) ウ(エ)の工事

オ 設計意図伝達業務

- (ア) 設計業務と工事監理業務の両方が委託されるもの（ウ(イ)及びウ(ウ)を除く）

カ 基本計画・基本設計業務

- (ア) 複合施設または専門性の高い施設で、多方面からの検討が必要なもの
 - (イ) プロポーザル方式またはPFI等によるもの
- (2) 戸隠、鬼無里及び大岡等の遠方地域で、委託処理することが効率的である業務
- (3) その他、工事担当課長が必要と認めるもの

(委託業務の種別)

第3 委託する業務の種別は、次のとおりとする。

(1) 基本計画

- (2) 基本設計
- (3) 実施設計
- (4) 設計意図伝達
- (5) 工事監理
- (6) 診断
- (7) 調査研究等

(基本計画業務の内容)

第4 基本計画業務の内容は、事業計画を具体的に示すための必要な調査及び設計図書の作成とする。

(基本設計業務の内容)

第5 基本設計業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成
実施設計の基本となる配置図、平面図、断面図及び設備概要の一般設計図
- (2) 次に掲げるものを内容とする基本設計書の作成
 - (ア) 建築の計画概要
 - (イ) 設備の計画概要
 - (ウ) 工事費概算書
 - (エ) 工程計画の概要
- (3) その他基本設計に必要な業務

(実施設計業務の内容及び仕様)

第6 実施設計業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げるものを内容とする実施設計図の作成
 - (ア) 建築意匠設計図
 - (イ) 建築構造設計図
 - (ウ) 電気設備設計図
 - (エ) 機械設備（搬送設備含む）設計図
- (2) 設計書の作成
- (3) 特記仕様書の作成
- (4) 工事設計書の作成
- (5) 工事費内訳書の作成
- (6) 建築基準法等関係法令に基づく必要な手続き
- (7) その他実施設計に必要な業務

2 実施設計業務の仕様は、別に定める長野市公共建築設計業務委託共通仕様書及び同特記仕様書にて定めるものとする。

(設計意図伝達業務の内容及び仕様)

第7 設計意図伝達業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務
- (2) 施工図等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等の作成業務
- (3) 材料及び仕上見本等の検討業務
- (4) 設計意図の伝達に係る施工図等の確認業務
- (5) 設計意図の伝達に係る模型、モックアップ等の検討業務
- (6) 建築設備の機械器具の検討業務
- (7) 設計内容に関する質疑の検討及び検討結果の報告
- (8) その他設計意図伝達に必要な業務

2 設計意図伝達業務の仕様は、別に定める長野市公共建築設計意図伝達業務特記仕様書にて定めるものとする。

(工事監理業務の内容及び仕様)

第8 工事監理業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務
ただし、設計意図伝達業務受注者が設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務を除く。
- (2) 施工図等を設計図書に照らして検討する業務
ただし、設計意図伝達業務受注者が設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務を除く。
- (3) 工事の確認及び報告
- (4) 工事監理業務完了手続き
- (5) 施工計画を確認又は検討する業務
- (6) その他工事監理に必要な業務

2 工事監理業務の仕様は、別に定める長野市公共建築工事監理業務委託共通仕様書及び同特記仕様書にて定めるものとする。

(診断業務の内容及び仕様)

第9 診断業務の内容は、建築及び設備の劣化及び耐震等の診断とする。

2 診断業務の仕様は、別に定めるものとする。

(調査・研究業務の内容及び仕様)

第10 調査・研究業務の内容は、建築及び設備の計画・設計及び施工その他に属する調査、研究等とする。

2 調査・研究業務の仕様は、別に定める。

(設計・設計意図伝達・工事監理委託料等の算定方法)

第11 設計・設計意図伝達・工事監理業務委託料の算定方法は、別に定める長野市公共建築設計業務等委託積算基準、同要領及び同要領細則にて定めるものとする。

2 診断・調査・研究業務委託料の算定方法は、別に定めるものとする。

(第三者工事監理委託以外の工事監理委託の採用基準)

第12 第三者工事監理方式以外の工事監理委託の採用基準は、次の各項に定める基準のうち、工事担当課長が指定するものとする。

- (1) 設計内容に実施例の少ない特殊な技術・工法が用いられている施設等、設計業務の受注者以外の者では工事監理が困難な場合。
- (2) 設計が建築設計と展示設計など複数に分割されており、かつ設計業務時にその複数の設計の調整を行ったもので、設計業務の受注者以外の者では工事監理が困難な場合。
- (1) その他、第三者工事監理委託が適切ではない場合。

(適用除外)

第13 この基準によりがたい場合は、別に定める。

(補則)

第14 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。